



ねん 年	くみ 組	なまえ 名前
---------	---------	-----------

れいわ^{ねん}5年^{がつ}3月ごう

こうつうあんぜんテスト (1・2年生よう)

- ① じてん車^{しゃ}に のるときは ○○○○をかぶる。
○ に あてはまることばを かきましょう。

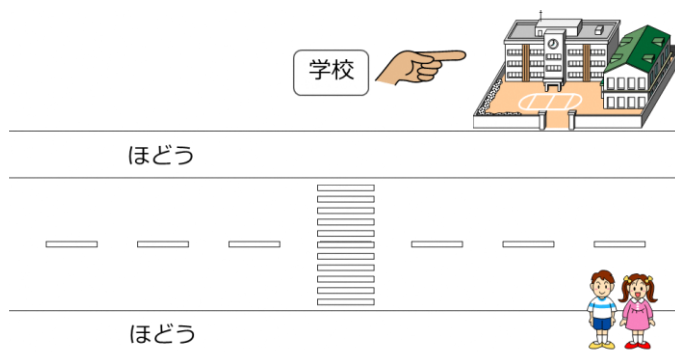


大阪府警察本部交通部
交通安全キャラクター
なっちゃん

こたえ

○○○○

- ② こどもたちが ほうどうをとって 学校^{がっこう}にむかっています。
学校までの 正しい^{ただ} いきかたを せんで かきこみましょう。



- ③ ボールあそび^{ちゅう}中^でに ボールがどうろに出たときは いそいで
どうろに出^でて ボールをおいかけるとよい。
正しい^{ただ}ければ ○ を、まちがっていれば × をかきましょう。



こたえ

ねん がつ
れいわ5年3月ごう



こうつうあんぜんテスト (1・2年生よう)

こたえあわせ



- ① じてん車^{しゃ}に のるときは ○○○○○をかぶる。
○ に あてはまることばを かきましよう。

★せつめい★

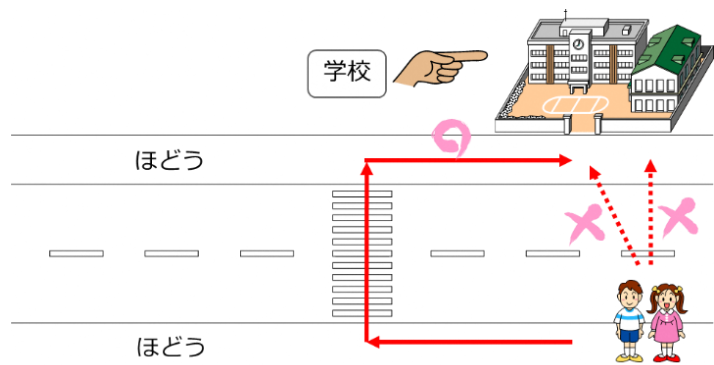
○ に入る^{はい}のは 「ヘルメット」です。
じてん車^{しゃ}に のるときは あたまをまもるために
かならずヘルメットを かぶりましよう。



- ② こどもたちが ほうどうをとって 学校^{がっこう}にむかっています。
学校^{がっこう}までの 正しい^{ただ} いきかたを せんで かきこみましよう。

★せつめい★

どうろをわたるときは
かならず おうだんほうどうを
わたりましよう。
ななめおうだんは
きけんですので ぜったいに
やめましよう。



- ③ ボールあそび^{ちゅう}中に ボールがどうろに出^でたときは いそいで
どうろに出^でて ボールをおいかけるとよい。
正しい^{ただ}ければ ○ を、まちがっていれば × をかきましよう。

★せつめい★

きゅうにどうろにとび出^だすと
とてもきけんです。
どうろに出^でる前^{まえ}に
立ちどま^たって
車^{くるま}がきていないか
みぎひだりみぎ
右左右 をかくにんましよう。



こたえ



＜交通安全テスト＞ 解答・解説（1・2年生用）

- ① 自転車に乗る時は、〇〇〇〇〇をかぶる。
○ に 当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 自転車に乗るときは、自分の体を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
 - (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。
 - (9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、こどもも大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

- ② こども達が歩道を通して学校に向かっています。
学校までの正しい行き方を線で書き込みましょう。

【問題のポイント】

- ★ 横断歩道外の横断は大変危険です。
横断歩道がある道路では、必ず横断歩道を通行しましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第12条（横断の方法）
 - 第1項 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。
 - 第2項 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができるとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。
- 交通の方法に関する教則 第2章第3節（横断の仕方）

1 横断の場所

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断をしてはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。

「歩行者横断禁止」の標識 →



2 信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋）

- (5) 道路を斜めに横断してはいけません。しかし、交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところ（スクランブル交差点）では、歩行者用の信号に従って斜め横断もできます。

3 信号機のない場所で横断しようとするとき

- (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
- (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。特に、左方向から進行してくる車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいて来ますので、注意しましょう。
- (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
- (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
- (5) 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。
- (6) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気をつけましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

<指導のポイント>

道路を斜めに渡ると、車道上にいる時間が長くなり、大変危険です。

少し遠回りになっても、安全な横断施設（横断歩道、横断歩道橋、横断用地下道等）を利用するようにしましょう。

③ ボール遊び中にボールが道路に出た時は、急いで道路に出てボールを追いかけると良い。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

★ 公園の出入り口や道路の端などで立ち止まって、左右を確認しましょう。

【関係法令等】

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき）
 - (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
 - (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。特に、左方向から進行してくる車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいて来ますので、注意しましょう。

- (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
- (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
- (5) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気を付けましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

<指導のポイント>

こどもの歩行中の交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

公園からボールが転がって出ていった時でも、ボールを追いかけて道路に飛び出すのは大変危険ですので、必ず、一旦止まって安全確認してから道路に出るようにしましょう。

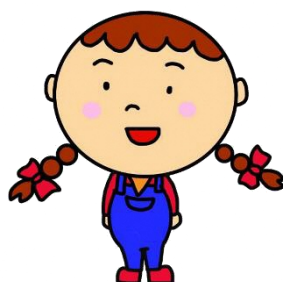


ねん 年	くみ 組	なまえ 名前
---------	---------	-----------

れいわ ねん がつごう
令和5年3月号

こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(3・4年生用)

- ① ^{じてんしゃ}の ^あ ^{ことば} ^か
自転車に乗るときは、〇〇〇〇〇をかぶる。
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

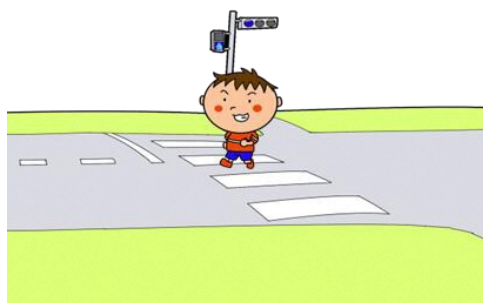


大阪府警察本部交通部
交通安全キャラクター
なっちゃん

こたえ

〇〇〇〇〇

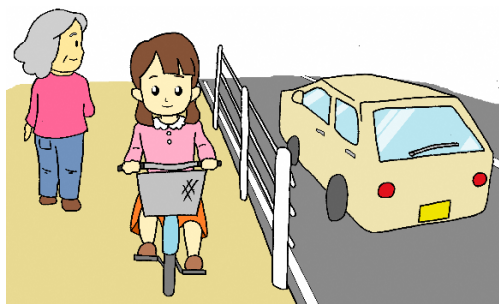
- ② ^{ごう} ^{あかいろ} ^{あおいろ} ^{はじ} ^{ほう}
しん号が赤色から青色にかわったときは、すぐにわたり始める方が
よい。
^{ただ} ^ま ^か
正しければ ○ を、間ちがっていれば × を書きましょう。



こたえ

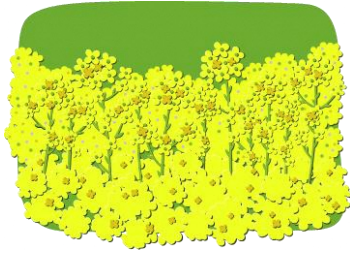
--

- ③ ^{じてんしゃ} ^{ほどう} ^{とお} ^{はし}
自転車で歩道を通るときは、〇〇がわによってゆっくり走る。
^{ある} ^{ひと} ^と ^{みち}
歩いている人のじゃまになるときは、止まって道をゆずる。
^あ ^{ただ} ^{こた} ^{なか} ^{えら}
〇〇に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。
^{ほどう} ^{ちゅうしん} ^{しゃどう}
1. 歩道 2. 中心 3. 車道



こたえ

--



こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(3・4年生用)

こた あ
答え合わせ

れいわ ねん がつごう
令和5年3月号



- ① ^{じてんしゃ} 自転車に乗るときは、^{〇〇〇〇〇}をかぶる。
^〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

★かいせつ★

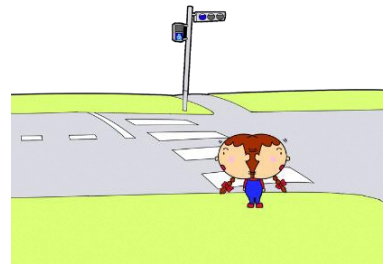
^〇 に入るのは「ヘルメット」です。
^{じてんしゃ} 自転車に乗るときは、^{あたま} 頭を守るために、かならず
^{ヘルメット} ヘルメットをかぶりましょう。



- ② ^{しんごう} 信号が^{あかい}赤色から^{あおい}青色にかわったときは、^{はじ}すぐに^{はう}わたり始める方がよい。
^{正しければ} ^〇 を、^{まちがって} 間ちがっていれば [×] を書きましょう。

★かいせつ★

^{しんごう} 信号がかわったからといって、
^{すぐに} すぐに道路をわたると、^{くるま} 車が走って
^{くる} くるかもしれません。
^{道路} 道路をわたる前に、^{みぎひだり} 右左や周りの
^{あんぜん} 安全をたしかめましょう。



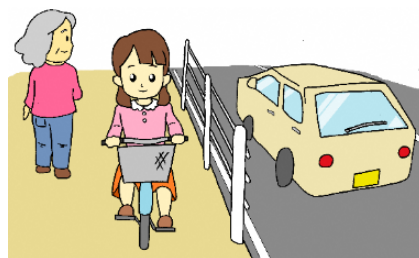
こた
答え



- ③ ^{じてんしゃ} 自転車で^{ほどう} 歩道を通るときは、^{〇〇}がわによって^{ゆっくり} ゆっくり走る。
^{歩いている} 歩いている人の^{じゃま} じゃまになるときは、^と 止まって^{みち} 道を^{ゆず} ゆずる。
^{〇〇} に当てはまる^{ただ} 正しい^{こた} 答えを1～3の中から^{なか} 選び^{えら} みましょう。
1. ^{ほどう} 歩道 2. ^{ちゅうしん} 中心 3. ^{しゃどう} 車道

★かいせつ★

^{じてんしゃ} 自転車で^{ほどう} 歩道を通るときは、
^{しゃどう} 車道がわの^{ぶぶん} 部分を^{じょこう} じょこう（^{すぐ} すぐに^{とど} 止める^{そくど} 速度）しな
ければならず、また、^{ある} 歩いて
^{ひと} いる人の^{つうこう} 通行の^{じゃま} じゃまになると
きは、^{いちじ} 一時^し 止しなけれ
ばいけません。



3

＜交通安全テスト＞ 解答・解説（3・4年生用）

① 自転車に乗るときは、〇〇〇〇〇をかぶる。

○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 自転車に乗るときは、自分の体を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
 - (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。
 - (9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、こどもも大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

② 信号が赤色から青色に変わったときは、すぐに渡り始める方がよい。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 青信号に変わったからといってすぐに渡り始めず、右と左、周囲の安全を確認してから渡りましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
- 道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））
第1項・第4項
赤色の灯火
――歩行者は、道路を横断してはならないこと。

人の形の記号を有する赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青色の灯火

歩行者は、進行することができること。

人の形の記号を有する青色の灯火

歩行者は、進行することができること。

黄色の灯火

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

人の形の記号を有する青色の灯火の点滅

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車もあるので、すぐに渡らず、渡る前に左右の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

渡っている途中であれば、すみやかに道路を渡りきるか、引き返すようにしましょう。

③ 自転車で歩道を通るときは、〇〇側に寄ってゆっくり走る。

歩いている人の邪魔になるときは、止まって道を譲る。

〇〇に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。

1. 歩道

2. 中心

3. 車道

【3】

【問題のポイント】

- ★ 自転車で歩道を通るときは、車道側に寄って徐行し、歩行者の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第17条第1項（通行区分）

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

● 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 1 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 2 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 3 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

法（道路交通法）第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 児童及び幼児
- 2 70歳以上の者
- 3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

- (4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識や標示があるとき。

イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。

ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

- (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示

によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

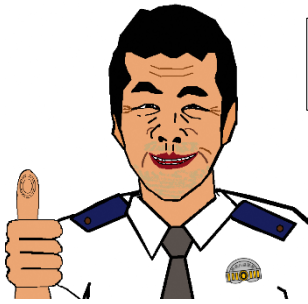
<指導のポイント>

自転車は車の仲間であり、原則車道を走行しなければなりません。

13歳未満のこどもは歩道を走行することができます。

歩道を走れる場合でも歩行者がいるときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

自転車で歩道を走行する場合は、周囲に注意し、車道寄りを徐行しましょう。

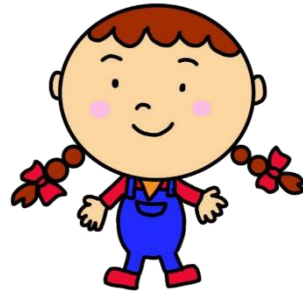


ねん 年	くみ 組	なまえ 名前
---------	---------	-----------

れいわ ねん がつごう
令和5年3月号

こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(5・6年生用)

- ① ^{じてんしゃ}の ^{ことば} **自転車に乗るときは、〇〇〇〇〇をかぶる。**
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

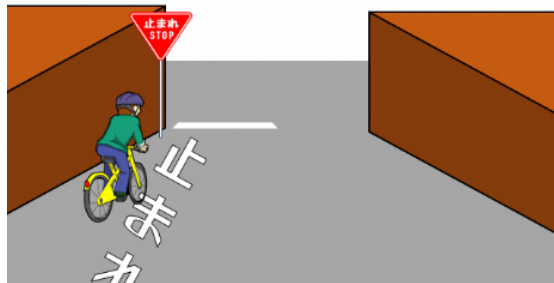


大阪府警察本部交通部
交通安全キャラクター
なっちゃん

こた
答え

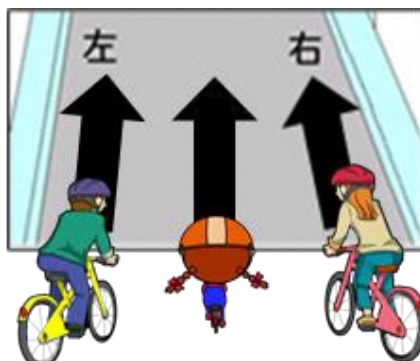
〇〇〇〇〇

- ② ^{した} ^{どうろ} ^{じてんしゃ} ^{とお} ^{こうつうりよう} ^{すく} ^{ばあい}
下の図のような道路を自転車で通るとき、交通量が少ない場合は、
一時停止せずに通行できる
正しければ ○ を、間ちがっていれば × を書きましょう。

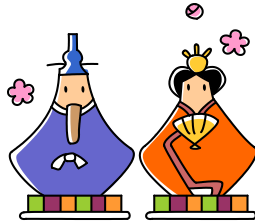


こた
答え

- ③ ^{じてんしゃ} ^{しゃどう} ^{とお} ^{とお}
自転車で車道を通るときは、〇〇を通る。
〇〇に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。
1. ^{ひだりがわ} 左側 2. ^{みぎがわ} 右側 3. ^{ちゅうしん} 中心



こた
答え



こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(5・6年生用)

こた あ
答え合わせ



- ① じてんしゃ の
自転車に乗るときは、〇〇〇〇〇をかぶる。
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

かいせつ
★解説★

〇 に入るのは「ヘルメット」です。
じてんしゃ の あたま まち かならず
自転車に乗るときは、頭を守るために、必ず
ヘルメットをかぶりましょう。



- ② した ず どうろ じてんしゃ とお こうつうりよう すく ばあい いち じてい
下の図のような道路を自転車で通るとき、交通量が少ない場合は、一時停
止せずに通行できる
正しければ 〇 を、間ちがっていれば × を書きましょう。

かいせつ
★解説★

「止まれ」(一時停止)の標識は、
じてんしゃ もした がわ ない とい け ません。
道路では、交通量が少ないからと
いって一時停止せずに通行できると
いう例外はありません。

標識がある場所ではしっかりと
一時停止し、周囲の安全確にんをしてから通行しましょう。



こた
答え

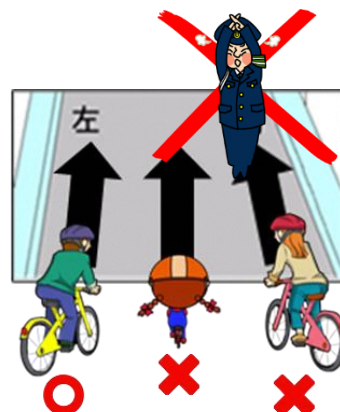


- ③ じてんしゃ しゃどう とお
自転車で車道を通るときは、〇〇を通る。
〇〇に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。
1. 左側 2. 右側 3. 中心

かいせつ
★解説★

自転車で車道を通るときは、道路の
ひだりがわ ぶん ひだりそく よ こう
左側部分の左側たんに寄って通行し
なければなりません。

道路の右側を走行すると逆走になり、
あぶないのでやめましょう。



こた
答え

1

＜交通安全テスト＞ 解答・解説（5・6年生用）

- ① 自転車に乗るときは、〇〇〇〇〇をかぶる。
○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 自転車に乗るときは、自分の体を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
 - (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。
 - (9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、こどもも大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

- ② 下の図のような道路を自転車で通るとき、交通量が少ない場合は、一時停止せずに通行できる

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 交通量が少なければ一時停止しなくてもよい、ということはありません。
自転車は軽車両であり、車の仲間ですので、標識に従い停止線手前で一時停止して安全を確保してから通行しましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止（抜粋））
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつて

は、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3 (交差点の通り方(抜粋))
(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
 - ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
 - イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通しましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な箇所等に設置されています。

自転車運転中はもちろん、事故に遭わないために、歩行中でも立ち止まって必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

③ 自転車で車道を通るときは、〇〇を通る。

〇〇に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。

1. 左側 2. 右側 3. 中心 【1】

【問題のポイント】

- ★ 自転車で車道を通行する際は、左側を通行しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第17条 (通行区分(抜粋))

第1項

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

第4項

車両は、道路(歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。)の中央(軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

- 道路交通法 第18条第1項 (左側寄り通行等)

車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 交通の方法に関する教則 第三章第二節1 (自転車の通るところ(抜粋))

(1) 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、

自転車道を通らなければなりません。

- (2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間です。

車両は左側通行で、その中でも自転車は車道の左端を通行しなければなりません。

車道の右側を通行する行為は、道路工事などでやむを得ない場合を除き、逆走となり違反ですのでやめましょう。



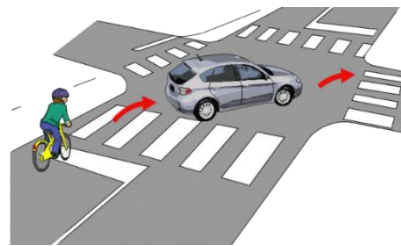
交通安全テスト (中学・高校生用)

令和5年3月号

- ① 令和5年4月1日から自転車利用者の〇〇〇〇〇着用が努力義務化される。
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

〇〇〇〇〇〇

- ② 下図のような「信号のない交差点」
を自転車で右折するときは、絵のよう
に車に続いて右折する。
正しければ ○ を、間違っていれ
ば × を書きましょう。



- ③ 自転車に乗って交差点を通行する場合は、右折や左折してくる車がないかなど、
他車に注意して安全な速度と方法で進行しなければならない。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

- ④ 大阪では自転車条例により、自転車利用者は自転車〇〇の加入が義務づけられて
いる。
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

- ⑤ 大阪府警察には、交通安全に関する情報等を配信している LINE や YouTube と
いった SNS がある。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 令和5年4月1日から自転車利用者の〇〇〇〇〇〇着用が努力義務化される。
○ に当てはまる言葉を書きましょう。

★解説★

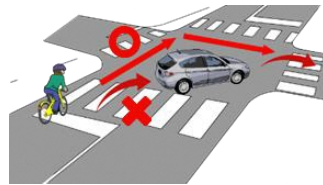
○ に入るのは「**ヘルメット**」です。
設問のとおり、令和5年4月1日から全年齢の自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となりますので、自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶりましょう。

- ② 下図のような「信号のない交差点」を自転車で右折するときは、絵のように車に続いて右折する。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

自転車で交差点を右折する場合は、事前に道路の左端に寄り、図のように交差点の向こう側までまっすぐ進み、右に向きを変えて、左右等周りの安全を確認してから進行しなければなりません。



- ③ 自転車に乗って交差点を通行する場合は、右折や左折してくる車がないかなど、他車に注意して安全な速度と方法で進行しなければならない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

交差点は、交通事故が発生する危険性の特に高い場所です。
交差点を通行する時は、信号や一時停止標識を必ず守り、右折や左折してくる車がないかなど他車（者）に注意し、左右の安全をしっかりと確認して通行しましょう。



- ④ 大阪では自転車条例により、自転車利用者は自転車〇〇の加入が義務づけられている。
○ に当てはまる言葉を書きましょう。

★解説★

○ に入るのは「**保険**」です。
大阪府では、自転車利用者が損害賠償を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護等を目的として保険の加入が義務化されています。

- ⑤ 大阪府警察には、交通安全に関する情報等を配信している LINE や YouTube といった SNS がある。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

★解説★

大阪府警察では、交通安全に関する情報を LINE や YouTube で配信しており、交通安全に役立つ情報がたくさんあるので、是非登録して内容を確認してみてください！



LINE

YouTube



＜交通安全テスト＞

解答・解説（中学・高校生用）

- ① 令和5年4月1日から自転車利用者の〇〇〇〇〇着用が努力義務化される。

○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 自転車に乗るときは、自分の体を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））
(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。
(9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。
ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。自転車に乗るときは、こどもも大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

- ② 下図のような「信号のない交差点」を自転車で右折するときは、絵のように車に続いて右折する。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。 【×】

【問題のポイント】

- ★ 車と同じように右折してはいけません。
自転車で右折するときは、二段階右折しなければなりません。

【関係法令等】

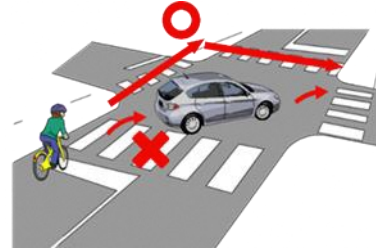
- 道路交通法 第34条第3項（左折又は右折）
軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））
(3) 交差点（環状交差点を除きます。）での右左折は、次の方法でなければなりません。
イ 右折は、次の方法でなければなりません。
(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この

場合でも自転車は進むことはできません。

- (1) 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図(手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。)を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときは、できる限り道路の左側端に寄り、二段階右折をしなければなりません。(右の図の矢印のように二段階右折する)



- ③ 自転車に乗って交差点を通行する場合は、右折や左折してくる車がないかなど、他車に注意して安全な速度と方法で進行しなければならない。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

【○】

【問題のポイント】

- ★ 交差点を通行するときは、必ず他車(者)に注意し、できるだけ安全な速度と方法で進行しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第36条(交差点における他の車両等との関係等(抜粋))
第4項

車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

<指導のポイント>

交差点は、交通事故が発生する危険性の特に高い場所ですので、通行する際は信号や一時停止標識を守るのはもちろん、右折や左折してくる車がないかなど、他車(者)に注意し、左右の安全をしっかりと確認してから通行しましょう。

- ④ 大阪では自転車条例により、自転車利用者は自転車〇〇の加入が義務づけられている。

○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 大阪府では、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、「自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。」と定められています。

これは、被害者の保護はもちろんのこと、自転車利用者が損害賠償を負った場合の経済的負担の軽減を目的としているので、必ず保険に加入しましょう。

- ★ 過去の事故内容及び判決

1 年 月	2013年7月(神戸地裁)
内 容	坂道を下ってきた小学5年生の自転車が、歩行中の62歳女性と衝突。 女性は意識不明。
判 決	<u>9521万円</u>

- 2 年 月 2007年7月（大阪地裁）
内 容 歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が、歩行中の62歳男性と正面衝突。男性は死亡。
判 決 3000万円
- 3 年 月 2007年4月（東京地裁）
内 容 信号を無視した37歳男性の自転車が、横断歩道を歩行中の55歳女性と衝突。女性は死亡。
判 決 5438万円

<指導のポイント>

自転車による事故でも上記のように、高額賠償となるケースがあります。

日頃から事故を起こさないよう安全運転に努めるのはもちろん、万一のときに備えて自転車保険に加入しましょう。

⑤ 大阪府警察には、交通安全に関する情報等を配信している LINE や YouTube といった SNS がある。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【○】

- ★ 大阪府警察では、交通安全に関する情報を LINE や YouTube で配信しており、交通安全に役立つ情報がたくさんありますので、是非登録して内容を確認いただき、日々の交通安全にご活用ください！



LINE

YouTube

